

## 江迎地区地域学校協働本部規約

(名称)

第1条 この組織は、江迎地区地域学校協働本部(以下「協働本部」という。)と称する。

(事務局)

第2条 協働本部の事務局は、江迎地区コミュニティセンター内に置く。

(目的)

第3条 協働本部は、江迎地区の学校、家庭及び地域による連携を基に、協働する地域コミュニティを形成し、その実践による特色ある学校づくりに取り組むことを目的とする。

(活動内容)

第4条 協働本部は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 運営方針及び活動計画の企画立案
- (2) 活動事業に対する支援者等の募集及び養成
- (3) 活動事業内容の啓発と周知

(役員及び任務)

第5条 協働本部は、次の役員をもって構成し活動を実践する。

- (1) 本部長 1名
- (2) 地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター) 若干名
- (3) 顧問(各学校長3名、コミュニティセンター長)

2 本部長は、協働本部を代表し会務を統括する。

3 地域コーディネーターは、本部長を補佐するとともに第4条の活動運営にあたる。また、本部長に事故あるときその任務を代行する。

4 顧問は、学校代表として活動に参画し、必要に応じて助言及び指導を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。なお、任期中に役員交代があった場合は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協働本部は、活動推進のため、運営会議を行う。

2 運営会議は、第5条の役員をもって構成する。

3 運営会議は、毎年1回以上本部長が招集し、次の事項を決定する。

- (1) 運営方針及び事業計画の作成
- (2) 規約の改廃
- (3) 役員改選
- (4) その他実践活動に必要な事項

4 実践活動の必要性に応じて、学校運営協議会委員の出席を求めることができる。

(細則)

第8条 本会則に定めるもののほか、必要な事項が生じたときは、その都度運営会議において協議し決定するものとする。

附 則

1 本会則は、令和4年4月1日から施行する。